

平成 24 年度

自己点検評価報告書

平成 25 (2013) 年 4 月

保健医療経営大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学修と教授	9
基準 3 経営・管理と財務	27
基準 4 自己点検・評価	34
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	36
基準 A 社会連携	36

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

<建学の理念>

「健康であること」は、人々の最も基礎的かつ重要な願いである。この願いを追求するために、先人達は不断の努力を傾注してきた。現在の我々が享有する健康は、こうした先人達の努力の積み重ねの結果により担保されている。

しかしながら、時代の変化とともに様相を変えながら、現在の我が国においても、社会や生活様式が変化する中で、あるいは高齢化が急速に進展する中で、病に苦しみ、また、介護や福祉などの社会の支援を必要とする多くの人がいる。一方、世界に目を移せば、極めて低い水準の健康しか享有できない多数の人々が、日々苦しみ、そしてたおれている。WHO 憲章前文は、「到達しうる最高水準の健康を享有することは、万人の有する基本的権利のひとつである」と謳う。

本学は、我が国及び世界において人々が等しく高い水準の健康を享有する社会が実現されんことを願い、これに貢献するための教育及び研究に取り組むことを目的として、ここに設立する。

<使命・目的>

保健・医療・福祉分野は、言うまでもなく私たちの生活を支える重要な分野である。高齢化の進展や国民の健康志向、さらに医療の高度化などを背景として、健康増進サービスを含む保健・医療・福祉関連分野は、今後ますます大きな市場規模の拡大が見込まれる数少ない分野の一つである。しかしながら、世界に類例のない少子高齢化が進む中で、巨額の財政赤字等を背景とする社会保障費の抑制や、様々な保健・医療・福祉分野の制度改革が抜本的に進められていることに加え、生活習慣病の増大などの疾病構造の変化、情報提供や患者サービスの向上などに対する国民のニーズの高まりと実際のギャップ、産科や小児科などにおける医師不足、介護サービスをめぐる問題など、保健・医療・福祉分野は様々な課題に直面している。また、地域社会においては、地域に必要な保健・医療・福祉サービスをどのように確保していくかということ、地域社会自らが能動的に考えて主体的に実行していかなければならない時代となっている。これらの課題に的確に対応していかなければ、我が国の保健・医療・福祉制度や、地域の保健・医療・福祉サービスは破綻を来たし、私たちの生活が脅かされることになる。こうした課題への対応は、制度面での対応が必要なことは当然だが、病院などの医療施設や地域社会においても的確な対応が必要である。医療施設や地域社会は、特に保健・医療・福祉分野において非常に重要な役割を占めている。

保健・医療・福祉分野は、課題が非常に広範かつ長期的なものであることから、中長期的な視野に立ちつつ、情勢や制度の変化に的確かつ柔軟に対応していくことができる「経営」の能力が求められている。しかしながら、保健・医療・福祉分野では、こうした「経営」の視点は、従来必ずしも重きを置かれず、「経営」を担う人材は非常に不足している。今後は、保健・医療・福祉分野における「経営」の機能向上が求められており、そのニーズに応えることが本学の使命である。

本学は、我が国の保健・医療・福祉分野が将来にわたり適切に持続されることに貢献するため、保健・医療・福祉分野の経営を担う人材を育成することを目的として設立した。

特に九州においては、人口当たりの病院数や医療従事者数が多い、医療費や介護費が高いといった特色を有しており、本学が九州の地に設置されることは大いなる意味がある。

<使命・目的を達成するための教育の理念>

人を、社会を、未来を、自分を見つめ、そして理解できる人材を育成することが教育の理念である。

「人」を理解する

保健医療分野は、傷病、障害などを負い、あるいは介護を必要とする人々に直接的に相対する分野である。このため、この分野に従事する者は、特に、人間の尊厳及び価値を理解し、相手の立場を慮り、思いやりの心を持ち、相手が何を必要としているかを常に考えながら接しなければならない。また、人の生命、身体に関わる職業であることから、高い倫理観、強い責任感を持って従事しなければならない。

「社会」を理解する

保健医療分野は、多くの専門技術職など様々な人が関わってサービスが提供され、また、地域医療連携や業務上の取引、様々な諸制度の下での公的な対応など、内部的にも対外的にも様々な社会的側面を有している。さらに、サービス提供の直接の相手方のみならず、その家族や社会的背景などが関わってくる場合も多い。

保健医療分野に従事する者は、当該分野のみの狭い視野で物事を把えるのではなく、こうした様々な社会的側面を理解するための素養を修得し、これら外部の多様な社会性を尊重する姿勢を持ち、業務に従事することが求められる。

「地域」を理解する

保健医療分野は、地域の実態によりその地域が必要とするサービスは異なり、また、医療施設等の現場の状況により、その施設におけるサービス提供のあり方も異なるものである。このため、地域や現場の状況を的確に把握し分析する視野、その分析を踏まえ、全体的な制度の下で地域や現場におけるより良いサービス提供のあり方を柔軟に構築しうる能力が重要である。

また、大学は様々な面で地域社会と密接に関わるものであり、大学及び地域社会の両者が相互に連携協力を図り、良好な関係を構築することにより、大学の運営及び地域社会の活性化の双方においてより良い環境が醸成されるという視点も重要である。

「世界」を理解する

我が国の保健医療分野は、様々な課題を抱えつつも、世界最高の平均寿命を達成するなど、優れた結果を残している。一方で、劣悪な保健医療環境にある発展途上国の現状を知り、その水準向上のために研究・活動することは、国際的な視野のみならず保健医療分野に従事する者としての視野を広げることに資するとともに、我が国の国際化に貢献するものである。その際、単に保健医療の状況のみを捉えるのではなく、その国の歴史、文化、社会・生活、さらに宗教などを総合的にみる能力を養わなければならないということも重要である。

「未来」を理解する

保健医療分野は日進月歩で高度化・専門化を続けており、これに従事する者としても、未来を見据え、より高度な専門性の修得の追求に向けて努力しなければならない。また、目の前の患者への対応など現在の課題に最善の努力をすることが最も重要ではあるが、制

度・システムの構築はもとより、医学・薬学などの技術的な進歩、人材の養成、地域の将来見通しの把握などにおいて、中長期的な視野での対応がまた重要である。

「自分」を理解する

保健医療分野に携わる者は、以上のような広い視野を持ち、それらの理解に努めることが肝要であるが、そのためには、まず、自分の能力、特徴、適性などを客観的に理解し、その上に立って、自分を信頼していなければならない。こうして自分を知り、信頼することによって、さらなる自分の能力の向上や世界観の拡大につなげていくことができる。

<大学の個性・特色>

保健・医療・福祉分野に従事するには、医学の基礎や様々な法令・制度、診療報酬など特有の学識が必要である。また、本分野が患者など心身の条件が万全でない人を対象として、医師・看護師など多くの専門職とともに働く特殊な業務であることにも対応できる素養が求められる。これらの素養をはじめ「保健医療経営」を担うための能力を修得できることが本学の教育の第一の特色である。

保健医療経営の基礎は、あくまでも一般の経営学や地域政策学であり、さらに重要なのは、「豊かな人間性及び幅広い視野」、「課題探求能力」、そして「実践的対応能力・調整能力」である。本学では、このような能力を修得するため、

- ・単科大学としては充実した教養科目の配置
- ・一般の経営学や地域政策学を体系的に学べるカリキュラム構成
- ・1年次から4年次にわたるゼミ系科目（必修）の配置や多くの実習系科目の配置

などをその特色としている。本学のカリキュラムは、保健・医療・福祉分野でしか通用しないものではなく、広く一般企業などでも活躍できる能力を身につけることができるものであり、さらに、一般の経営学や地域政策学を基礎として、応用としての「保健医療経営」を学ぶことで、一般の経営学部などよりも一層実践的な対応能力や応用力を身に付けることができる。

そのほかの特色として、国際協力分野への取り組みがある。本学では、国際保健医療協力分野において長年にわたり貢献してきた聖マリアグループなどとの連携の下、国際協力分野の研究及び実践活動を進めており、また、国際協力に関心を有する学生のための授業科目を専門科目として配置し、開発途上国において現地実習を行う科目（「海外フィールドワーク」）も設けている。

教育体制上の特色は、小規模校がゆえのきめ細かな教育・生活への指導・支援である。1学部1学科の小規模な大学として、教員及び職員が一体となり、学生一人ひとりに目を配りながら、教育や指導、相談、生活・就職支援に取り組んでいる。学生が履修科目を選択する際には、4年間の教育体系、将来の進路との関わりなどをじっくりと理解した上で選定が行えるよう、十分なガイダンスや助言・指導を行っている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

2006年 10月 保健医療経営大学設立準備委員会設立

2007年 4月 文部科学大臣へ設置認可申請を提出

12月 文部科学大臣より認可

(学校法人ありあけ国際学園の寄付行為の認可及び保健医療経営大学設置の認可)

2008年 4月 保健医療経営大学開学

2013年 4月 保健医療経営学部の入学定員を変更(減員)

2. 本学の現況

・大学名 保健医療経営大学

・所在地 福岡県みやま市瀬高町高柳字宮手960-4

・学部の構成

保健医療経営学部

保健医療経営学科

・学生数(平成26年5月1日現在)

1年 18

2年 31

3年 41

4年 38

・教員数

教授 10

准教授 8

講師 4

計 22

非常勤講師 47

・職員数 9

正職員 7

その他 2

*その他の内訳 パート1、派遣1

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的の意味・内容については、学生便覧及びホームページ等に、具体的かつ明確に示している。

本学は、「保健・医療・福祉分野を担う人材を育成し、もって地域社会及び世界の健全な発展に貢献すること」を建学の理念と定めている。また、この理念に基づいた「教育研究上の理念」を「人」・「社会」・「地域」・「世界」・「未来」・「自ら」を理解することとして具体化している。建学の理念、使命・目的及び教育目的の意味・内容は、在学生、受験生とその家族、産業界の人々を対象とした各種媒体において公表している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、学生便覧及びホームページに、小見出しなども用いて見やすく簡潔に文章化している。また、学則第 1 条の後段にも次のように簡潔に明記している。

「保健・医療・福祉分野における施設や地域の経営に関し多様な見地から教育及び研究を行い、豊かな人間性と幅広い視野並びに専門の学術分野の深い知識と技能を備えた人材を育成し、もって、我が国及び世界の人々が高い水準の健康を享有しうる社会の実現、並びに地域社会及び世界の健全な発展に貢献することを目的とする。」

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は具体的かつ明確であるにもかかわらず、受験生には、「保健医療」の語感から医療技術職を養成する大学であると誤解されたり、医療技術職ではないとの理解に至っても、経営職ではなく「医療事務」（診療報酬計算事務）の専門教育機関であると誤解されがちな実情がある。受験生向けの広報媒体の表現内容の改善はじめ、本学の使命・目的及び教育目的を浸透させることは、本学の広報戦略の最重点として取り組んでいる。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、ホームページその他の広報媒体に明示している。

1-2-② 法令への適合

本学の教育体制は教育基本法及び学校教育法に則った運営を行っている。なお、医療経営職に関する国家資格はないため、教育カリキュラムについて医療関連法規に抵触することはない。

1-2-③ 変化への対応

大学評議会、大学評価委員会、教務委員会等における継続的検討、並びに全教員による研究・学習会等を通じて、使命・目的及び教育目的が、社会的ニーズに積極的に対応できるように最大限の努力を払っている。また、日常的に行われる、各委員会等や学内諸機関による諸課題の提出と討議、及び日常的活動の見直しは教授会（定例会議は月 1 回）に逐一報告・審議・決定されている。以上のような作業と手続きを経て、使命・目的及び教育目的の適切性、整合性が検討され、最終的に、その結果が教授会に提案・審議されることを通じて変化への対応がなされている。

たとえば、医療経営を巡る現場ニーズの高まりに呼応するため、カリキュラムの改定を、平成 24 年度に行った。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の個性・特色については、広報戦略として、積極的に打ち出してゆく。社会保障に関しては制度改革の動きが激しく、現場ニーズは絶えず変化している。ニーズの変化に呼応した、柔軟なカリキュラム改定等は、将来的にも必要に応じて行ってゆく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

教授会に提案される各種議案は、情報の共有・理解を目的に、学長及び学部長、教務・学生部長から構成される「打合せ会」で事前に報告・検討・調整される。教授会は学部長

を議長とし、専任の教授、准教授、講師、助教で構成される。教授会は、本学の教育及び学生生活に関する事項等を審議する最高意思決定機関であると共に、教育の使命・目的の理解を相互に確認する場でもある。教授会の所管事項の一部を専門的・集中的に審議する各種常任委員会が教員及び事務職員から構成され、円滑に運営されているので、教育・研究に関わる教員組織と事務局とのコミュニケーションは良好で、本学の使命・目的及び教育目的に対する教職員の支持と理解は十分に得られている。

たとえばカリキュラム改定や3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）の策定は、関連委員会やワーキンググループによる検討を経て、教授会の議によって決定しているが、どの段階においても、本学の使命・目的及び教育目的に立脚した議論が交わされており、本学の使命・目的及び教育目的は全教職員に浸透し、かつ、支持されている。役員会において事業計画等を討議する際も同様である。

1-3-②学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的の有効性は、高い就職率の実現がその証であり、そのことを含め、ホームページ及び各種広報媒体によって学内外への周知をはかっている。学生便覧には、本学の使命・目的及び教育目的を明示しており、学生便覧の冒頭には、学長メッセージとして教育の理念の根幹をわかりやすく伝えている。また、本学のシンボルマークとして多用している校章ロゴは、本学の教育理念をシンボル化したものである。

学内外への周知対象は、受験者・保護者及び社会一般、在学生（新生を含む）、産業界である。これらの対象に対し、「大学案内」、「オープン・キャンパス」、「本学ホームページ」、「みやま市広報」への掲載、「楠風通信」（年4回発行の学内広報誌）等を通じて周知を図っている。新生へは、新生オリエンテーションにおける各種ガイダンスの実施、その際に配布する「学生便覧」等を通じて、本学の使命及び目的の周知徹底を図っている。在学生へは、新年度のオリエンテーションや、コース選択時、及び基礎演習・専門演習選択時におけるガイダンスを通じて周知徹底を図っている。産業界に対しては企業向け大学案内パンフレット、就職懇談会、及び本学教職員による企業（民間会社・医療機関等）訪問等を通じて周知に努めている。

1-3-③中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学は、開学当初より、中長期的な計画を策定し、教授会・役員会での議を経てきめ細かな更新を行っている。3つのポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的を反映し、次のように規定した。

<アドミッションポリシー>

保健医療経営大学が求める人材像

- ・保健医療に関心があり、将来、この分野で社会に役立ちたいという情熱をもつ人
- ・経営に関心があり、将来、経営の力で社会に役立つことをしたいという情熱をもつ人
- ・自ら主体的に学ぶ意欲をもち、ねばり強い努力ができる人
- ・人とのコミュニケーションを大切にする人
- ・スポーツ、文化など、幅広く人間性を養うことに積極的な人

<カリキュラムポリシー>

教養教育については、豊かな人間性及び幅広い視野を養うと共に、専門教育を行う上で必要な情報処理等のリテラシーを醸成します。

専門教育については、講義、演習、実習を通して、自ら課題・問題点を分析・整理し、それを実際の現場において実践する能力を養うとともに、的確な根拠に立脚した課題を探究する能力や実践的に対応する能力を養います。

＜ディプロマポリシー＞

本学で所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた学生には、「学士(保健医療経営学)」の学位を授与します。

1. 「人」、「社会」、「地域」、「世界」、「未来」、「自ら」を理解し、豊かな人間性及び幅広い視野を身につけ、人びとの健康を支援することができる能力。
2. 保健・医療・福祉分野において、自ら課題・問題点を分析・整理し、目的・目標を定め、それを達成するための方針等を明確にし、組織・システムを整えて、計画的・持続的に対応することによって、社会に貢献できる能力。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は1学部1学科であり、「保健医療経営学科」の運営において、本学の使命・目的及び教育目的をそのまま具現している。保健医療経営学科は、①医師等の専門職スタッフと協力して医療施設の運営を担いうる人材を養成する施設経営コース、②保健・医療・福祉・健康をキー・コンセプトにより良い地域社会を構築するための実践力を修得する地域経営コース、から構成されている。それぞれのコースには、機能的・効果的な教育を可能とする適切な教員スタッフを配置し、徹底した少人数教育を実施することを通じて、使命・目的及び教育目的との整合性が図られている。

(3) 1-3の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的は、学内外のあらゆる媒体等において繰り返し掲げることによって、将来的にも学内外における周知を図る。特に、本学の教育内容に馴染みが薄い受験生や保護者(地域住民)に対しては、重点的・継続的に「社会保障」に関する学問の重要性を訴え続けてゆく。また、本学の教育研究の成果については、広く社会への情報発信を続ける。

【基準1の自己評価】

「保健・医療・福祉分野の経営を担う人材を育成する」という本学の使命・目的は、本学運営の各場面において常に意識されており、浸透度は高い。教育理念としての、「人」、「社会」、「地域」、「世界」、「未来」、「自ら」の理解については、本学のカリキュラムに、これらの理解を促すための科目を満遍なくちりばめており、理念に留まることなく、実践として定着している。また、学則の定めるところにしたがい、教育研究等の状況について自ら点検・評価する活動、FD活動等が教授会管轄の下に展開されている。このような諸活動が、教職員双方での理解と共通認識を高めることを通じて、教育目的の達成を容易にしている。

以上により、本学の使命・目的及び教育理念・教育目的は明確にして適切であり、基準1.については、その基準を満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしていない。(2-1-③が基準を満たしていない)

(2) 2-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)は、本学の建学目的と教育理念のもと明確にし、入試要項、ホームページなどで明記し、受験希望者、保護者、高等教員などに向け公表している。また、毎年開催するオープンキャンパス、大学説明会、高等学校訪問などで入学者受け入れの方針について説明・周知に努めている。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

学生の受入れは、入学者受入れ方針に沿って実施している。本学では1人でも多くの学生確保に繋がるように、一般の総合大学と同程度の多様な入試区分を設けて、それぞれに学力及び意欲等の把握を行った上で可否の判定を行っている。高等学校等における基本的な知識・技能・コミュニケーション能力の習得状況や、本学入学の目的意識や学修意欲についての把握に関しては、A0入試においては調査書等の書類、A0入試志願理由書(志願理由と自己アピールを1,000字以内で記入)、面接で確認し、推薦・特別選抜入試においては、調査書等の書類、小論文、面接で確認している。さらにA0入試については、日程設定による受験機会の制約を極小化すべく、8月1日以降であれば年度末近くまで切れ目無く出願書類の提出が可能な設定を行っている。また、一般入試においては、調査書等の書類に加えて、基礎的な科目である英語、国語、数学又は簿記のうち2教科～3教科の学力を測定し、入学後の単位修得に支障がないかを確認している。加えて、大学入試センター試験利用入試も実施しており、調査書等の書類と、本学が入試対象科目とする14科目のうち2科目の得点で、学力を確認している。なお、3年次編入学試験においては、成績証明書等の書類、小論文、面接で、学力と意欲を確認している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員に対する学生受入れ数については、平成20年度が定員150に対し入学者27人、平成21年度は定員150に対し入学者24人、平成22年度は定員150に対し入学者31人、平成23年度は定員150に対し入学者32人、平成24年度は定員150に対し入学者18人となっており、開学年度より定員を下回っている状況となっている。

この要因としては、高校生等において本学の対象領域としている「保健医療経営学」について未だ認知度が低く、分かりづらさを感じ、これを修学することの必要性が十分に周知(理解)されていないことがあげられる。よって、現在、入学者の確保に向けて集中的

な広報活動を行っているところであり、「保健医療経営学」の周知度を高めるとともに、これを学ぶことの必要性を周知しているところである。

また、本学の特色として、編入学の入学者の定員に対する割合が比較的高い傾向にある。このことは本学の特質としてあげられるものと考えられ、編入学希望者間においては「保健医療経営学」を修学することの必要性が認知され、ある一定の理解が得られているものと推測される。今後はこの特色にも配慮しつつ入学者の確保に向けて努力していく所存である。

なお、現在、募集定員の削減について検討しているところである。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

今後、入学定員を充足するため、従来から実施している高校訪問、高校生に対するガイダンスやオープンキャンパス、高校の進路指導教師への説明会、新聞広告、ポスター掲示、HPなどの広報活動を従来以上に組織的に強化するとともに、新しい奨学金制度の開始、大きく増大している資料請求者へのフォローの充実、高校対応策の拡充などにより、本学の認知度を高めるとともに、本学の魅力度についてもこれまで以上に増強していく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は学生確保のためにも高い就職率を達成・維持することが極めて重要であるとの認識を全教職員が共有しており、本学の教育課程は、開設当初より、保健医療経営の現場（医療機関等）ニーズに即した教育課程を編成しており、完成年度を迎えるまでの教務の重点は、教育課程が教育目的に沿って学生に効果的に適応されているか否かの確認と検証であった。

完成年度を迎えて以降は、より現場ニーズに合致したものとするため、平成24年度には、医学に関する知識をより早い段階で体系的に修得できるような改定を行った。

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学では、教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成を行っている。教授方法の工夫・開発としては、次のような取り組みを行っている。

・少人数教育体制

学生数に比して多くの教科編成を行っており、その結果として、数人単位の受講科目などすべての講義科目において少人数教育が可能となっている。また、受講生数が比較的多い数科目（英語、基礎数学、情報処理、スキル開発等）については、習熟度別などによる

クラス分割を行っている。

さらに、学生一人ひとりに担当アドバイザー（2-3に後述）を配し、学修指導が必要な学生に対しては、教科担当教員、事務職員とアドバイザーとの連携により早期対応を心がけている。

・出席確認

すべての授業で出席確認を行っており、欠席回数が講義回数の3分の1を超えた学生は成績評価の対象としないルールを厳格に実施している。欠席がちな学生に対しては当該学生担当のアドバイザーが出席を促す指導を行っている。

出席の確認は、常勤・非常勤ともに「出席カード」を活用する教員が大半である。「出席カード」は、出席確認にとどまらず、授業の感想や学習事項、疑問点等を記載する様式になっており、教員自身の教授方法・内容のフィードバックの手段としても活用している。

・現場体験学習

社会調査実習、施設実習、海外フィールドワークなどの現場体験学習を単位認定科目として取り入れている。その他の座学中心の科目においても、いくつかの科目においては、時間調整の上、現場へ出向いて教育を行う機会を設けている。現場教育が叶わない科目についても、現場の実務者を外来講師として招いて学生に現場を疑似体験するより多くの機会を与えるよう努めている。

・FD活動（2-6に後述）

全教員が自分自身の教科の内容説明と教授上の工夫を他の全教員に対してプレゼンテーションし質疑応答を行うFD活動を行った。教員それぞれが他の教員の授業を参観するFD活動も行った。

・学生による教員評価

授業評価アンケート（2-3、2-6に後述）を教科ごとに実施しており、アンケート結果は各教員へフィードバックしている。そのほか、常時設置の「意見箱」に投稿された意見で教授方法に関する意見は、教務委員会、教授会等における議題として取り上げている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の実現は本学の最重点事項のひとつとして精力的に取り組んでいるところである。今後とも、FD活動等を通じ、教育課程の改善や教授方法の向上のための不断の努力を行う。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

A. 教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制

教学を扱う教務委員会を中心とする委員会活動において、つねに教員と職員による協働体制が生まれ、意見を出し合いながら、学生への学修及び授業支援に関する方針・計画を検討し実施する体制を整えている。

・情報メディアセンター図書館

スキル開発やゼミの授業時間を利用して、OPAC（オンライン蔵書目録）やオンラインデータベースを利用した文献検索の方法を職員が案内し、授業でのレポート作成やプレゼンテーションなどを支援している。また、図書館には図書や雑誌のほか、視聴覚資料（DVD等）も所有しており、学生が自由に利用できるよう、図書館内で視聴覚機器の貸し出しや管理を職員が行っている。

・IT 演習室

学生が自由にパソコンを使用できる施設であり、学生の授業内外の活動を支援するために、1名の事務職員を情報化推進室に配置している。また、教職員から構成される情報メディアセンター運営委員会によって、IT 関連科目に関する問い合わせや機器の貸出等に対応している。

B. オフィスアワー制度

すべての専任教員が、最低毎週2時間程度の時間、学生からの相談、質問等を研究室等において受け付けるための時間として設定することになっており、学生はシラバス等にて各教員のオフィスアワーを確認することができる。兼任教員についても可能な場合は授業時間の前後等でオフィスアワーを設定することとしているが、困難な場合には、学生支援センターが窓口となり、メール、文書等により相談、質問等に対応する体制を整えている。

C. 専任教員によるアドバイザー制度

専任教員がアドバイザーとして系統的に全学生を分担する体制を構築し、学生の教育・生活全般についての指導・支援を行っている。履修についても、アドバイザーは、学生支援センターと連携しつつ、担当学生の履修に関する相談に対し、指導・支援を行う。学生からの相談については、その担当事項について、アドバイザーと学生支援センターの間でおおむねの役割分担はするものの（手続き的な事項等については学生支援センター、履修や学修の内容に関する事項等についてはアドバイザー）、学生としては、いずれへも相談できることとし、アドバイザーと学生支援センターは、必要に応じた情報の共有化などにより、連携を図っている。アドバイザーは、1年次は、原則として「スキル開発Ⅰ・Ⅱ」の担当教員とし、2年次以降は、「専門演習」の担当教員（カリキュラム変更により、学年によって異なる）が担当している。

D. アドバイザーによる修学指導

平成21年(2009)年度より、修学指導対象者の基準を整備し、学期ごとのGPA2.0未満と単位修得率70%未満のどちらかが該当した場合に、学務担当からアドバイザーに連絡し、アドバイザーによる修学指導を実施している。

E. 教員の教育活動を支援するためのTA等の活用

開講している科目については、その多くが少人数により授業が行われており、またグループワークを特色とする学生参加型の授業形態をとる科目も多いこともあって、TA (Teaching Assistant) の活用はしていない。情報処理入門や英語及び基礎数学等、個人の能力に差を認める科目については、習熟度別にクラス分けを行い、複数開講科目として対応している。

F. 中途退学者及び留年者への対応

①全学生への欠席調査

進級不能な学生を少なくするため、前期及び後期の年2回、教職員により授業の出席状況を調査し、出席状況のよくない学生に連絡をとって状況把握に努め、必要に応じて個別の面談を実施している。その際には、学生が授業の問題だけではなく、学生生活、人間関係、進路などについても相談できる体制を整備しており、必要に応じて健康管理室において専門カウンセラーによる心理支援も行っている。

②休・退学者の指導

休学及び退学の希望者全員に対し、事務職員及び教員との面談を義務づけ、安易な休退学をしないように指導している。

G. 学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

本学では、学期の最終授業時に学生に対し「授業評価アンケート」を実施している。アンケートにおいては自由記述の欄を用意しており、学生の意見を広く汲み上げることができるようになっている。また、集計された「授業評価アンケート」は、各教員が閲覧できるシステムを用意しており、教員は担当科目のアンケート集計結果に基づき、授業評価に関する考察を行い、必要に応じて体制改善に反映させる仕組みを整えている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

・留年者への対策

進級・卒業要件を理解していない学生の留年の問題が生じたため、教務委員会、教務・学務担当の連携を強化し、対応していく。対策としては、オリエンテーション時の履修登録説明だけでは学生全員が進級・卒業要件を十分に理解できていない可能性があるため、アドバイザーによる指導・面談を行うことで、学生が各自の修得単位を確認する機会を設ける。

・授業評価アンケート改善の取り組み

学生に対する学修及び授業支援に役立てるため、授業評価アンケートの項目内容及び実施方法の改善を行う。また学生に対して、アンケート結果及び教員の考察をフィードバックする方法についても議論し、改善するよう働きかけていく。

・授業時間外学習に対するサポート

学生の授業外学習に対するサポートシステムの構築について組織的な取り組みを実施する。まず学生の授業時間外学習の現状（学習時間、学習方法等）を把握し、次に適切なサポートシステムの形態やコンテンツの内容について議論を行う。最後に、運用体制の構築に向けて検討を行う。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

A. 履修登録単位数の上限設定

本学では、過大な履修登録により各科目の学修が疎かになることを防ぐため、履修登録数の上限を設定している。上限登録単位数は、1学期間において25単位又は1年間において50単位（夏季・冬季・春季休業等の期間に開講される集中講義及び集中実習の授業科目に係る単位を除く）としている。

なお、優れた成績をもって所定の単位を取得したものと認められ、本人が希望する場合は、次の学期において、この上限を超えて履修することができる措置がとられており、個々の学生の学修成果と達成度に応じた履修計画が立てられるよう工夫され、主体的で質の高い学修を促すインセンティブを与える仕組みとしている。

B. 成績評価

成績評価基準については、全学100点満点の60点以上を合格、60点未満を不合格としている。表記は、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（60点未満）である。

複数教員が担当する科目については、事前に責任者を決定し、各教員から提出された成績をもとに、責任者が成績の平準化を図っている。

成績評価と連動して、GPA（秀＝4.0／優＝3.0／良＝2.0／可＝1.0／不可＝0.0）を採用することにより、学生は個々の学修到達状況を把握し、それぞれの学修成果に応じた自主的・意欲的な学修計画を策定するよう促されている。

授業科目の評価は、試験の結果、授業態度や参加度合い、レポート課題の提出状況及びその内容、プレゼンテーション能力、出席状況等、多面的な基準を設定している。いずれの評価方法を採用するかは、授業の形態、目的などが各々の科目により異なるため、各科目担当教員が適切に判断し、成績を付与している。

C. 進級基準

進級基準は、2年次から3年次へ進級する際に設けられており、学生へは「学生便覧」を通じて周知している。具体的には、2年次終了時までには必修科目及びコース必修科目30単位を含む50単位以上の単位を修得していることを必須としている。

D. 卒業・修了要件

卒業要件は、本学学則第53条に定めるとおり、修業年限（4年）以上の在籍と、指定された卒業に必要な単位数（124単位）以上を修得し、学生納付金等を完納していることで、教授会の議を経て、学長が学位を認定している。但し、入学以降の全授業科目のGPAの数値が2.0に満たない場合においては、卒業を認定しないことがあり、再試験や再履修の対策が設けられている。また、特例として、本学に3年以上在籍した者であって、124単位を優秀な成績で修得したと認められる場合は、学生の希望により、4年間を終える前の卒

業認定も可としているが、適用例はない。

E. 他大学等における履修得単位及び入学前の既修得単位の認定

本学入学前に他の大学又は短期大学において修得した単位のうち、本学の設置する授業科目と同一性が認められるものについては本学の単位として認定する制度や、本学入学前に短期大学や高等専門学校の特攻科における学修についても同様に本学で学修したとみなし単位を認定する制度を設けている。これらの制度で認定される単位数の上限は40単位までである。

編入学に関して、次の1～6のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、編入学試験を実施し、教授会の議を経て、選考の上、相当年次に入学を許可できることになっている。既修得単位の認定にあたっては、前の学校で取得した授業科目と本学が開設している科目と関連があるものは、62単位を上限として認定している。編入生は、編入学後2年間で残り62単位以上を取得して卒業することになる。

1. 大学を卒業した者
2. 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
3. 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
4. 専修学校の専門課程（学校教育法施行規則第77条の8第1項に定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第56条の規定に該当する者に限る。）
5. 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
6. その他法令で定めるところにより大学に編入学できる者

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラムの改正等の課題が提示され、各学年における開講科目数の平準化による取得単位数の平準化や履修モデルによる学生の適切な単位取得の推進、資格取得等のための必要単位の早期取得のための措置等について、教務委員会及び教授会において検討しているところである。今後は、検証を重ね、更にカリキュラムの充実を図っていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備
＜教育課程＞

平成20年度から平成23年度までは授業科目としての「スキル開発Ⅰ」、「スキル開発Ⅱ」（1年次）及び課外講座としての「キャリアガイダンス講座」（1～3年次）の実施、平成24年度入学生からは、今までの講座等を整理し、授業科目として新たに「スキル開発Ⅲ」、「キャリア開発Ⅰ」（1年次）、「キャリア開発Ⅱ」（2年次）、「キャリア開発Ⅲ」（3年次）

を加え、平成 23 年度以前の入学生も受講できるようにして学生の支援をしている。

就職支援における基本方針は、教育・学生生活を通じて知性・感性及び創造性・技術力、そして豊かな人間性を身につけ、その中で自己実現の方向性・生き方を明確にし、就職を位置付けさせることである。学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程を通じて培うことができるようにカリキュラムに導入している。

科目名	必修・選択	単位	開講期間
スキル開発Ⅰ	必修	1	1 年次前期
スキル開発Ⅱ	必修	1	1 年次後期
スキル開発Ⅲ	必修	1	2 年次前期
キャリア開発Ⅰ	必修	1	1 年次後期
キャリア開発Ⅱ	必修	1	2 年次後期
キャリア開発Ⅲ	必修	1	3 年次前期
施設実習	施設経営コース必修	4	3 年次集中

「スキル開発Ⅰ」は、大学での学習方法、将来的に社会で活躍するために必要な心構えからスタートし、レポートの作成方法を中心に、大学での教育、社会での必要な文書作成能力の養成することを目的としている。

「スキル開発Ⅱ」は、医療現場では様々な専門職と協働して、チーム医療を展開している中で、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力は非常に大事であるため、これらの能力を早期から養成することを目的としている。

「スキル開発Ⅲ」は、「スキル開発Ⅰ・Ⅱ」で養った能力を定着させるため、文章作成からプレゼンテーションまでの能力、そしてディスカッション能力を総合的に養うことを目的としている。

一方、「キャリア開発Ⅰ」は、将来、社会で必要になる知識及び基礎能力等を身につけることを目的としている。

「キャリア開発Ⅱ」は、グループ討論や社会人のゲストスピーカーの講義、業界調査等を通じて、将来のキャリアを描ける力を修得することを目的としている。

「キャリア開発Ⅲ」は、授業内外で得られた知識、経験等をより実践的な形で、社会で必要とされるコミュニケーションスキル、表現力、説明能力を養うことを目的としている。

「施設実習」は、施設経営コースの学生が、それまで机上で学んだことを、2 週間半の医療現場での実習を通じて、確認し、医療現場での問題点の把握や対応について学び、将来、現場で働くための知見を得ることを目的としている。施設実習では、対象学生の居住地、帰省先を踏まえ、筑後地域を中心に、福岡都市圏、熊本県北部の医療機関の協力のもと実習病院を選定し、進めている。

<相談・助言体制>

就職・進学に対する支援体制の中心となる「就職対策委員会」は、委員長（教授）1 人、他委員（教授会構成員）5 人、事務職員 1 人の、計 7 人で構成されている。その業務内容は、就職・進学相談に対する指導・助言、企業訪問・開拓（全教員及び一部事務職員）、求

人情報の提供、就職支援イベントの企画・実施（就職対策委員全員）のほか、実社会経験に基づく複数のキャリア関連科目の授業（常勤・非常勤教員）の支援等である。具体的に業界（病院・企業）を理解させ、また実際の就職活動や内定を得るまでのプロセスをイメージさせるため、各種の就職支援イベントを開催しており、必要に応じて面接指導やグループディスカッションの訓練、業界・企業研究会を開催している。

行政からの支援としては、大牟田公共職業安定所において職員1人が本学を担当していただいております。定期的な求人票送付、就職対策関係の講義の開講など、きめ細かな継続的就職指導の支援を受けている。

これら多角的な進路支援を通じ、就職を希望するすべての学生の就職を叶えるべく、全教員や関連部署との協働体制により、地道な努力を継続している。また、大学院への進学や海外への留学相談に対しては、学術研究・国際委員会とも連携し、適切なアドバイスを行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

前述の取り組みを通して、高い就職内定率の維持を図る必要がある。そのため、学生面談を細分化して複数回の実施や学内企業説明会及び新規求人開拓を含めた企業訪問回数の増加、さらに教職員連携によるキャリア・就職支援の見直しと検討を行い、学生の満足度をより高める取り組みを行う。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、建学の理念及び教育研究上の理念に基づき、保健医療経営を担う人材を養成するために、保健医療経営学部 保健医療経営学科という単一学部単一学科を設けている。その中で、施設や地域の経営に関する見識に立脚した人材育成を達成すべく、教育研究の主たる対象として以下の領域を設け、カリキュラムの編成を行っている。

本学は、その教育目的を達成し、さらなる点検及び改善を図るべく、前・後期末に学生による「授業評価アンケート」を実施しており、その集計結果は教科別に各教科担当教員にフィードバックされ、全体的な集計結果は教務委員会及び教授会において公開されている。学生へのフィードバックとしては、各教員がアンケート結果をもとにして「授業評価の考察」を作成し、「授業評価に関わる考察」（台帳）を全学生が閲覧できるようにしている。また、新規開講科目に関しては教員による授業参観を実施し、参観後に各教員が作成した「授業参観報告書」に基づいて「授業参観参考事例集」を教務委員会が作成し、各教員の授業技術の向上及び教員相互間の教育技術の共有を図っている。さらに、各常勤教員の担当している科目のクラス運営や指導方法の共有を促進するために、教授会後等の時間

を活用し授業内容についてのプレゼンテーションを不定期的に行っている。各コースが独自に行っている取り組みについては以下に説明する。

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

《学部・学科》

保健医療経営学部・保健医療経営学科

A. 施設経営コース

当コースは単一学部・単一学科内のコースであり、教授陣やカリキュラムの点で学部や学科ほどの独立性を有するものではないが、2年進級時に当コースを選択した学生は、病院や福祉施設などの経営についての専門的な研究を行い、実践的な指導を受けることになる。その際、経営や医療に関する科目群がコースの必修科目となる。そのなかでも中心的な科目である「施設実習」は通年科目であり、常勤教員のほぼ全員が業務を分担し、コース目的の達成に向けて一丸となって取り組んでいる。その評価は、業務を分担している教員が事前・事後プログラム（全12回+9回）に原則全員出席し、月例ベースで行われる「施設実習打合せ会議」で目的達成に向けての進捗状況などについての点検を行うことによって逐次行われている。また、毎回の講義において学生による講義ノート（講義についての感想や意見）の提出が義務付けられている。

B. 地域経営コース

当コースは単一学部・単一学科内のコースであり、教授陣やカリキュラムの点で学部や学科ほどの独立性を有するものではないが、2年進級時に当コースを選択した学生は、地域社会における保健・医療・福祉に関する施策やプロジェクトの企画立案、実行運営などについての専門的な研究を行い、実践的な指導を受けることになる。現時点では当コース内に定例の小委員会や打合せ会議は組織されていないが、必要に応じて関連科目の教員が打合せを行い様々な取り組みがなされている。その中で各教員あるいは複数の関連教員が合同で、学生による「授業評価アンケート」や毎回の講義で提出される講義ノートなどをもとに随時点検作業を行っている。

C. 海外フィールドワーク

「海外フィールドワーク」は「施設実習」とならび外部実習科目の一つであり、4年次の夏季休暇期間中に行っている。

この科目を履修するには、複数の関連科目の単位を取得しておく必要があり、それら関連科目間の調整等の業務が発生する。このため、各教科を担当する教員間で、学生の関連単位取得・履修状況を確認する必要がある。また本科目は、開発途上国で行う外部実習であるため、事故や感染などリスクもあり毎回の講義を通じて、学生の履修動機や講義の理解状況を聞き取り、教育目的の達成度について随時点検作業を行っている。現時点では受講者数が少ないので、受講者を増やすための施策も検討中である。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

《学部・学科》

保健医療経営学部・保健医療経営学科

A. 施設経営コース

3年次（編入生は4年次）に履修する「施設実習」は当コースの中心科目であり、夏季休暇期間中に行う医療施設（主に病院）実習と事前・事後プログラムにおいて当コースで

学ぶ専門的な内容を実践的に習得させることを目的としている。特に事後プログラムにおいては各学生が実習報告を行うことになっているが、担当の教員や実習生ばかりでなく全教員・全学生へのオープン形式でプレゼンテーションが行われ、教育目的達成度の全学的な共有が図られている。また「施設実習打合せ会議」には教務委員会からも2名の委員が所属して授業運営事務を統括し、目的達成度などについて教務委員会や教授会へのフィードバックが行われ、評価結果の全教員による共有が図られている。また、講義ごとに提出される学生による講義ノートを教員が回覧することにより、目的達成に向けて細やかな対応ができるように努めている。

B. 地域経営コース

学生による「授業評価アンケート」をもとにした「授業評価に係わる考察」（台帳）や毎回の講義で提出される講義ノートなどをもとに行われている教育目的達成度についての点検作業の結果は、各講義の中で各教員によって受講生にフィードバックされるよう努めている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

これまでは、単一学部単一学科内に二つのコースを設けて、それぞれのコースの独自性を出すために科目の選択などにおいて学科に近い独立性を与えていたが、今後はコース間の連携を密にし、単位の互換性を高めるなど、単一学部学科としての有利性を高めていくためのカリキュラムの見直し作業や制度の改革が必要である。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-①-1 学生サービス、厚生補導

学生生活全般に関わる学生支援サービスは、総合窓口である大学事務室（学務担当）が担っており、学生の傷害・賠償保険業務、奨学金業務、証明書発行業務、相談業務、学生の休・退学者、留年者等の在籍者の学籍管理などを行っている。また、学生の課外活動や学生自治組織である「学友会」（学友会総務委員会、選挙管理委員会、会計監査委員会、大学祭（たかやな祭）実行委員会、アルバム委員会、部、同好会、愛好会）の円滑な運営に資するための支援も行っている。

学生に関わる事項全般を支援する教職員の組織である「学生委員会」は、学部長により専任された教員6人と、学務担当職員2人によって構成されており、月1回の定期会議を開催し、学生全般に関わる案件について、情報の共有及び討議・審議を行い、厚生補導に関する適切な対応を行っている。

2-7-①-2 健康相談、心的支援、生活相談

本学では、学生の健康や悩みに関する相談に対処するべく、健康管理室を設置している。健康管理室では、医師資格を有する専任教員1人による相談のほか、必要と認められる場合は、専門のカウンセラーによる相談を受ける体制を整えている。また、健康管理室の中に、メンタルヘルス相談室を設けている。健康管理に関する相談数は、年度によってばらつきがあり、必ずしも増加傾向とはいえない。引き続き相談数を注視して対応していきたい。学内での怪我や気分が悪い時は大学の常備薬で対応することができる。また、体調がすぐれない時の休養、キャンパス内での負傷や急病への応急処置に関しては、健康管理室を使用することができ、血圧測定（2台）や聴診（3台）にも対応できる。直ちに休息が必要と判断されれば、備え付けのベッド（3台）で休憩することもできる。また移動が困難な場合、常備している担架（2台）や車いす（1台）、松葉杖（2脚）を使って移動もできる。さらに緊急を要する心室細動など電気ショックが必要な場合に備え、事務室前にAEDを1台設置し、救急時の対応マニュアルを掲示している。AEDを適正に使用するため、教職員を対象にAED講習会を実施し、学生の救急措置が迅速にできるようにしている。また学生は、1年後期の必修科目である医学総論（平成24年度までのカリキュラムでは2年の前期）の中で、地元の消防署員の指導によるAEDの取り扱いも含めた救急法の実習を取り入れている。

また、特に喫煙の害について学生は早くから理解しておくことが重要であり、平成25年度以降については、新入生に対して必修科目「医療・医学の現代的課題」の講義のなかで、喫煙の害に関する疫学的・病理学的視点からの講義を受けることで、喫煙のリスクについて理解を促す予定である。

学生の全般的な支援業務として、学生支援センターと連携して学生の身近な立場で学修・履修や生活全般（学生生活、部活、進路）などについて相談を受け、また指導や助言をよりの確に効果的に行うため、専任教員によるアドバイザー制を設けている。アドバイザーは、必修科目であるスキル開発Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（1年の前後期と2年の前期）、2年の後期から卒業までは専門演習Ⅰ（2年後期）、Ⅱ（3年の前後期）、Ⅲ（4年の前後期）が担当する（平成24年度以降、2年前期の基礎演習をスキル開発Ⅲに変更）。これらスキル開発と専門演習において専任教員が分担する学生数は、少ない事例では1名で、多い場合でも10名となっており、学生は専任教員に相談しやすい環境となっている。

2-7-①-3 経済的支援

学生の経済的支援については、奨学金の貸与を受けている学生の9割以上が日本学生支援機構の奨学金で賄われており、そのほかには、財団法人や地方自治体奨学金などがある。本学独自の制度としては、「入学料及び授業料等の減免制度」のほか、指定学生マンションの家賃補助、新幹線通学定期代補助などを設けている。さらに、経済的支援と資格取得の促進を目的とした「資格取得奨励金制度」を平成23年6月から新たに設け、本学の教育の趣旨に合致する資格を取得した学生には、当該資格に係る受験料と同程度の金額を補助している。この制度によって、学生の資格取得を促し、学習意欲の向上を目指している。なお、実施主体は本学ではなく社会医療法人雪の聖母会であるが、本学学生を対象とした貸与奨学金「聖マリア奨学金制度」を実施してもらっている。

2-7-①-4 課外活動支援

①学務担当

学生の課外活動への支援については、学生の自治組織である学友会の中で、「アルバム委員会」に対して活動資金が援助されている。また、学友会所属団体の中でも規模が大きく、多くの学生が参加する「大学祭（たかやな祭）実行委員会」には、学生委員会として企画案や広告のデザインなど運営支援を行っている。

さらに本学では、正課の教育とともに課外活動は大学教育の補完的重要な意義を持つものとして捉えており、学生団体の自主的・主体的活動を側面から支援している。学生は、顧問教職員の承認を得たうえでサークル協議会会長を通して学友会に申請することで設立の承認を得ることができる。サークルは運営資金を申請に基づいて得ることができ、またサークル室を使うことができる。

②トレーニング棟

本学では、体育・スポーツ系科目は健康に関わる総合科目群（一般教養）に分類して重視しており、「健康・スポーツ実習Ⅰ」「健康・スポーツ実習Ⅱ」「運動と健康」の3科目を開講している。これらの科目を通して生涯にわたって運動・スポーツに関わる態度や能力を醸成することを目的に、学生自身の健康や体力を理解し、運動・スポーツを通していかに健康状態を改善・向上させるかを学ぶことができる。また、高血圧や糖尿病、高脂血症などの生活習慣病予防の観点から健康づくりのための運動・スポーツ実践方法についても学ぶことができる。これら学習のためにトレーニング棟があり、授業で使われていない限り学生は自由に使用することができる。

なお、平成24年3月には、みやま市の体育協会と教育委員会及び大学が主導して総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブみやま」（任意団体）が設立され、ヨガ教室、ピラティス教室、エアロビクス教室、シルバー運動教室、スポーツ玉手箱（子ども向けオムニバス）、子どもダンス教室などのスポーツ教室が開講されている。

教室の運営は当該クラブの専任職員が担っているが、大学の教職員3名が当該クラブの役員となっているほか、学生とともに運営補助を行っており、また、大学の施設やスポーツ用具の貸与も行っている。

③大講義室

203人収容の大講義室は、入学式や学位記授与式など大学の公式行事のための施設であるが、学園祭や地域のイベント（例えば、夏至と冬至に行うキャンドルナイト）では、音楽演奏も可能な講堂としても利用されている。

2-7-①-5 編入学生への支援

本学では、他大学や専門学校などから幅広く募集する3年次編入学試験を実施しており、平成22(2010)年度から平成24年度までに合計31人が本学に編入学した。編入学生への支援は、年度はじめに実施する全体の各種ガイダンス時に、編入学生に特化したガイダンスを約6時間実施し、大学のカリキュラムへの理解を深めている。編入学後には、大学の授業や生活に順応できるよう、専門演習ⅡとⅢの専任教員がアドバイザーとなって相談を受ける体制としている。

また、編入学希望の多い教育機関に対しては、編入学前に本学学長が専門学校に赴き、大学の理念や教育内容などについて詳しく説明している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

2-7-②-1 学生満足度調査

学生生活全般についての学生満足度調査は、2010年度より全学生に対して実施している。平成20(2008)年度学生満足度調査の結果を踏まえて、特に要望が多かった学生食堂におけるメニューの工夫や、スクールバスのダイヤ見直し・増便など、ハード面の環境整備を行った。

2-7-②-2 学生の意見・要望

学生の意見・要望を汲み上げる仕組みとして、学生自治組織である「学友会」がある。「学友会」は、大学が承認したすべての学生団体が属しており、学友会の代表機関が「学友会執行部」になる。学内には、「学友会執行部」が設置する意見箱があり、学生の意見・要望を集約している。学務担当職員及び学生委員会を代表する教員が、学生選挙で選出された7人の「学友会執行部」(会長1人、副会長2人、会計2人、書記2人)及び2人の「監査委員会」の運営指導を行っており、必要に応じ各団体の代表者が集まる定例会合に傍聴参加するなどして、学生の意見や要望を聞き、対応している。また、学生の主体的な活動を側面から支援するために、必要に応じて学生委員会代表の教職員が学友会の中心メンバーである学友会総務委員会と情報交換する機会を設け、学生からのさまざまな意見・要望を汲み上げる体制がある。

「学友会」の事務局は、本館校舎内に設けており、教職員との連携はとりやすくなっている。

(3) 2-7の改善・向上方策(将来計画)

2-7-③-1 学生生活支援

学生が主体的に学習・課外活動ができる環境を整備するため、学生のニーズに合致した適切な支援をしていく。教職員は学生に対し、学生が希望する活動を可能な限り実施できるような環境を整備していく必要がある。また、学生団体活動への継続的、かつ有効的な支援を行うために、学友会だけでなく、各団体とも可能な限り密に接していく。学生の相談対応については、学生支援センターに集約するだけでなく、全ての事務職員が学生の相談内容に応じて適切、かつ柔軟に対応できるような組織作りを目指す。また、専任教員は、スキル開発や専門演習を通じて大学生生活面全体のアドバイザーとして対応し、学生が専任教員により一層相談しやすい環境作りを目指す。

さらに、学生の健康面、心理面のケアとして、4年間で健康に関する基本的な知識を習得できるよう、健康に関わる総合科目群(一般教養)の教育を通じて充実させていくことを検討する。

2-7-③-2 意見・要望への対応

学生生活全般に関する学生の意見・要望については、「学友会」を中心とした学生団体の意見を汲み上げる仕組みがあり、有効に機能している。また、学生の生活実態や世帯某などを調査するため、平成22年(2010年)9月に第1回目の学生キャンパスアンケートを実施した。しかしながら、学生の個々のニーズや要望に関しては、必ずしも十分に把握できているとは言えないと考えられるため、今後も定期的に学生満足度調査を実施したり、学生の意見を聞き取る体制を整え、より多くの学生の個々の意見・要望に応えるようにしていく。

一定期間ごとに全学生対象の学生満足度調査を実施する予定である。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしていない。(2-8-①が基準を満たしていない。)

(2) 2-8の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学は単科大学であるが、専門教育分野は、「施設経営」：医療施設などの保健医療分野の現場を担う個別施設の経営・運営について、施設に関する経営学一般に関する分野と、「地域経営」：公共政策、地域作り、社会調査などを含め、いわゆる地域経営に関する分野にわかれる。

「施設経営」分野においては、将来的に病院等の事務部門の経営管理者に従事するために適切・必要と考えられる素養として、病院において固有な運営実務の基礎に関する学識だけでなく、一般の企業経営に関する学識も養成することを目的としている。これらは総務、企画、経理、財務、人事、医療事務、資材・用度、地域連携など幅広い。

「地域経営」分野では、地域全体を対象とする様々な保健医療分野の計画・施策や事業・プロジェクトなどに取り組む地方自治体などの組織体等において、そうした計画やプロジェクト等を企画・立案・実行・運営するような業務での確な役割を果たせる素養を身につけることを目的としている。

専任教員については、これらのバランスを考えた配置で確保しており、この目的に沿っている。

2つのコースに共通な専門基礎科目群には3人の医師免許取得者の専任教員を配置し、施設実習など実務的な教育の中心となっている。また、施設経営系、地域経営系のそれぞれに、博士号の取得者と実務経験者を中心とした、教育経験者を配置している。

なお、専任教員数については、大学設置基準に基づく必要教員数は21人(教授11人)であるが、平成24年5月1日現在の専任教員数は23人(教授10人)であり、必要教員数は満たしているが、教授の数を満たしていない。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

開学後に欠員が出ることもあったが、定期的に常勤職員を採用、補充している。その募集方法は、紹介とウェブでの公募があるが、関東などの遠隔地からも採用している。採用プロセスは、「昇進・採用基準要領」に基づき進められ、どの場合も面接を経ている。

教員の評価は、教育面では、学生による「授業評価アンケート」を基礎とし、前期、

後期とも全科目行い、教員へフィードバックしている。個々の教員の自己評価や反省は、「授業評価に関する考察」としてまとめ、全員の考察を一冊にして学生の閲覧に供している。また、教員全体の評価としては、アンケート結果を科目群ごとにまとめ、レーダーチャート等のグラフにして公表するなど、対外的にも教員評価を活かしている。

研究面では、昇任の時以外、学内での評価は行っていないが、業績集を作成し、公表している。

研修としてこれまで行ってきた内容は、保健医療分野の基礎知識を広く全教員に修得してもらうために、「病院経営の基礎知識（初期）講義シリーズ」や「医療経営士の資格取得のための説明会」などを行ってきた。また、「施設実習の事前授業や事後報告会」には、広く担当教員以外にも参加を呼びかけて、教員が一丸となって保健医療分野についての学習を継続してきた。

FDとして、特に教育能力の向上のために行ってきたのは、「他の教員の授業の参観」である。新設の大学として、各学期に開学以降初めて開講される授業科目（常勤、非常勤に限らず）を選んで、全員が分散して参加する形で参観を行ってきた。その結果は「授業参観報告書」として参加教員から「参考となった点」を中心に報告され、これをまとめている。

また、教授会など全教員がそろそろ機会を利用して、順番に各教員の「担当授業の紹介」を行い、教育方法や科目内容の紹介を受けて、参考になる点を学習するように努力している。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養科目を担当する専任教員の配置については、学部の教育課程全体での位置づけや4年間を通じた体系的な教育という観点から教育の在り方を考える必要がある科目、すなわち外国語のうちの最重要科目である英語や、情報処理、情報科学の科目を専任教員が担当している。また、開講授業数が多いとともに、保健・健康増進の観点から重要なスポーツ実習等を専任教員が担当している。

教養段階で基礎的な学力を充実させるために、「スキル開発Ⅰ」「スキル開発Ⅱ」「スキル開発Ⅲ」を設置し、常勤職員が少人数で担当することで、1人1人が専門科目へ無理なく進めるように配慮している。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

現在は、教員の年間の評価について、定期的な評価やレビューのシステムはなく、昇任に際して、それまでを一括して振り返る形で行われ、人事委員会に諮られている。今後は、個々の教員により、年度ごとに目標設定を行い、定期的な評価やレビューの機会を設ける体制の導入などを検討し、段階を追って資質や能力の向上に寄与させていきたい。

大学設置基準に基づく必要専任教員数については、適時において内部昇格等により対処することとする。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎及び施設、設備等の教育環境については、それぞれに明示された基準を満たしているとともに、教育目的の達成のために適切に整備されている。また、大学施設の全体にかかわる運営・管理に関しても、大学事務局の総合的な管理下で、適切に行われている。それぞれの設備状況と運営・管理状況は以下の通りである。

A 校地

校地等面積は 100,413 m²で、うち校舎敷地が 5,095 m²、運動場用地が 7,360 m²である。敷地内に、管理棟、講義棟、厚生棟、サークル棟等の建物とグラウンドが配置され、適切な管理のもとで、授業、学生のサークル活動等に利用されるほか、外部への貸出しの利用頻度も高い。設置基準の必要面積 4,800 m²（収容定員 480 人）を十分に上回っており、収容定員 1 人あたりの校地等面積は 295.3 m²である。

B 校舎

校舎面積 6,415 m²を含め建物床面積の合計は 7,510 m²であり、平成 20 年（2008 年）の開学以来、学生及び地域住民のニーズに対応して有効利用に供している。設置基準上の必要面積は 4561.4 m²であり、現在の在籍学生数 128 人であることから、十分にゆとりのある建物空間がある。

講義・演習室については、18 人教室から 214 人教室まで、大中小の教室を揃えている。PC・プロジェクターの利用可能な教室の稼働率が高い。IT 演習室等に設置された PC は学生の利用も多い。

C 図書館

図書館は、大学における研究・教育の拠点であるが、単科大学であることから、床面積 670 m²を有する比較的小規模の図書館である。本学図書館の閲覧席数は 108 席であるが、学生の多様なニーズにできるだけ応えることのできるよう別に情報端末席 12 席を配置している。平日の開館時間は、通常 9:00 から 20:00 までの開館となっている。利用状況については、学生の利用が中心であるが、一般市民にも開放されている。

D 学生食堂

学生食堂（レストラン「マドンナ」と称する。）の座席数は 130 席である。営業時間は、11:00 時から 14:00 時までであるが、学生はもとより、近隣の市民にも利用されている。

E 情報関連施設設備

IT 演習室 3 室に設置された学生が利用可能な PC は計 110 台である。現時点において、収容定員、現在の在籍学生数（128 人）を踏まえても、図書館内に設置された PC と合わせ、これらの PC 環境で十分である。

F 施設・設備の完全性

建物の耐震性については、本学開学が 2008 年（平成 20 年）であるため、1981 年（昭和

56年)建築基準法施行令(新耐震基準)の改正以降に建設されたものであることから、なんらの問題もない。

施設の安全管理については、総務担当が建築基準法、ビル管理法、消防法等の法令に基づく調査、検査、報告、点検を行うことで、安全の確保に努めている。災害時の対応については、飲料水、食料、照明等について万全を期すように準備を整える方向に努めている。バリアフリーのスロープ、エレベーター、トイレ等については、建物新築の際に整備している。また、CO₂の削減と省エネについても、冷暖房設備、照明・換気扇等の節電に取り組んでいる。

G 快適に生活できる環境づくり

教育研究の環境を整えるために、本学では、本館校舎における管理棟と講義棟の配置の工夫や、中庭庭園、屋上庭園の配置、食堂やトレーニング棟の配置の工夫などを行っている。本学は、開学5年目であるため、快適環境をいかに創造していくかの課題について、教職員、学生、市民の要望を取り入れつつ可能な範囲での整備を行っている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数は、収容定員数を下回っているが、結果として少人数教育の効果を上げている。本学は、保健医療経営学部保健医療経営学科に施設経営コースと地域経営コースからなる単科大学である。定員充足率の向上が本学の課題であるが、現在の在籍学生数は、1年次18名、2年次31名、3年次41名、4年次38名である。また、施設経営コースについては、2年次26名、3年次31名、4年次28名、地域経営コースについては、2年次5名、3年次10名、4年次7名である。各授業科目の履修学生規模は、大半の科目で最大でも50名以下であり、小規模な授業が多数を占めている。また、1年次から4年次まで、少人数クラスのスキル開発、基礎演習、専門演習が開講されており、4年間を通じたクラス担当の学生指導体制が出来上がっている。

(3) 2-9の改善・向上方策(将来計画)

A 教育環境の整備

校地面積については、十分な敷地を確保している。このため、将来的に学部拡充などが計画されたとしても、学生1人あたりの基準面積についてなんら問題はない。

校舎は、開学の段階から十分な基準面積の建屋を建築しているため、学生定員充足後も講義室、演習室等の教育になんら支障が生じることはない。また、設備等の不具合に対する措置については、学生の教育環境を保持するために必要な対応を適宜行う。

なお、本学は開学時に体育館の建設を行うことができないまま、学外の体育施設を利用するかたちで、体育実習の授業を実施し、今日に至っている。本学の体育館の整備については、校地面積は十分に確保されているので、学生定員の大幅な欠員状況を解消するなかで、法人本部・理事会において学生の体育環境の確保について鋭意検討している。

情報関連施設設備については、PCの利用状況を踏まえて、また絶え間ない設備更新の必要性を勘案して、教育効果の向上を図るべく適宜に整備していくことが必要であると考えている。

施設設備の安全性については、建築後まだ年数も浅く、定例的な点検を行うことで現時点において大きな不都合が生じていないが、経年変化や自然災害等による物理的な劣化が

今後予想されるので、きめ細かい点検・補修等が必要となる。

快適な学生生活を送る環境づくりについては、学生の要望を汲み上げつつ、ソフトとハードの面から特色のあるキャンパス整備に努めていく。

B 授業における学生数管理

授業を行う学生数管理については、本学の場合、学生定員の充足という課題がある反面で、結果としてほとんどの授業規模が少人数クラスであることから、十分な教育効果を上げている。今後、学生定員の充足がなされた場合でも、少人数教育の授業形態が維持されることで、学生数管理になんらの問題もない。

【基準2の自己評価】

本学は、開学当初より、学生の受入れ数が入学定員を下回ってはいるものの、入学者受入れの方針は明確であり、かつ周知に努め、学生受入れ方法の工夫も重ねてきているところである。教育課程及び教授方法についても、教育目的を踏まえた教育課程編成方針は明確であり、教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成を行い、教授方法の工夫・開発にも力を注いでいる。また、教員と職員が協働して、個別の学生を担当するアドバイザーの活用などにより、学修支援や授業支援を充実させている。単位認定、進級、卒業認定等の基準も明確にしており、厳正に適用している。キャリアガイダンスについては、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制を整備しており、教育目的の達成状況の評価とフィードバックも行っている。学生に対しては、学生生活の安定のための支援を行うとともに、学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用を行っている。教員については、教育目的に即した教員の確保と配置を行っており教員の資質・能力向上への取り組みも行っている。教育環境も適切な運営・管理を行っており、授業における学生数管理も適切に行っているところである。以上により、本学の学修と教授は適切であり、基準2. については、おおむねその基準を満たしていると判断する。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしていない。(3-1-③が基準を満たしていない。)

(2) 3-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

法人の運営に関しては、私立学校法に則り、「学校法人ありあけ国際学園寄附行為」を定めている。役員・評議員の選任、事業計画及び予算や決算に関する事項、寄附行為や学則の変更等、本法人の業務に関わることは、評議員会にて意見を聴取したうえで、理事会で審議・決定し運営している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、開学当初より入学者数が定員を大きく下回り、開学準備段階における経営計画を大幅に修正せざるを得ない状況に陥ったが、建学の精神とその使命を果たすため、全教職員の決意表明として「再建計画」を策定し、再建計画に沿い、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学は、学校教育法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令に則り、「保健医療経営大学学則」をはじめ「保健医療経営大学履修規程」等、教学上の規程を整備し、運営している。教育研究上の基本組織としての教員組織においては、各教員が教育課程の実施に従事するとともに、学内には各委員会等を編成し、組織的に連携を図りつつ教育研究の水準を維持し、発展させるために運営されている。また、施設・設備等においても、大学設置基準を上回る校地、校舎を備えている。なお、既述のとおり、専任教員数については、大学設置基準に基づく必要教員数は21人（教授11人）であるが、平成24年5月1日現在の専任教員数は23人（教授10人）であり、必要教員数は満たしているが、教授の数を満たしていない。

また、諸官庁への届出・申請等はおおむね法令等を遵守し実施しているが、役員変更の所轄庁への届出の手続きが遅れている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

○環境保全について

クールビズ、教室・研究室、事務室の節電対策、ゴミの分別などの環境保全活動を日常的に行っている。ペットボトルのキャップについては、学生組織による地域を巻き込んだリサイクル活動が行われており、本学の特色ともなっている。

○人権について

学生向けには、ジェンダー論や法学入門の授業で人権について講義を行っている。学生及び教職員の人格・人権の尊重については、「学校法人ありあけ国際学園ハラスメントの防止等に関する規程」に則り、相談体制等を整えている。

○安全について

本学ではAEDを設置しており、AED取扱方法を始めとする心肺蘇生法の講習も実施している。消防署の協力のもと防災訓練も実施している。新入生ガイダンスの際には、警察署の協力のもと安全講習を行っている。また、平成25年4月以降は、学生組織による「パトロール隊」が地域の安全確保のため、地域巡回活動を行うことになっている。

(2) 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

法人及び大学の教育情報・財務情報については、本学ホームページに公開するなど、情報公開に努めている。これらの情報へは、ホームページのトップページから容易に到達できるよう、目次構成をわかりやすくしている。なお、教育情報については、本学の大学案

内パンフレット等においても公開している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性については、財政赤字から脱却して大学経営の健全化を図るための「再建計画」に沿い、不断の努力を続ける。財政再建計画と教育計画との整合性を測りながら計画を着実に実行していくための体制として、教授会のコアメンバーと学内理事とで構成する「大学評議会」を組織しており、ほぼ毎週開催することにより、法人と教学の緊密な連携と機動的な意思決定のための協議を行える体制を整えている。

教授の基準数の達成については、適時において内部昇格等により対処することとする。役員変更の届出については、早急に手続きを行うべく準備を進めている。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

法人の意思決定は「学校法人ありあけ国際学園寄附行為」及び関連の規程に従い行われており、重要事項に関する最高意思決定機関は理事会である。臨機応変の意思決定に関する協議については、教授会のコアメンバーと学内理事とで構成する「大学評議会」が、教授会開催週を除き、ほぼ毎週開催しており、法人と教学の緊密な連携と機動的な意思決定のための協議が行われている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事長及び理事会の機能・役割の強化のため、理事長及び理事会の役割と責任をより明確にし、それを支える事務組織の強化を図る。

現状では理事長が学長を兼ね、教学事務組織が法人事務も全面的に担っているところであり、理事会と教学組織との連携・協調による全学一体となった組織運営には利点がある体制ではあるが、将来的には、法人経営については理事長が、教学組織運営については学長が、それぞれのリーダーシップの発揮に労力を集中し、かつ、理事長と学長とが相互チェックできる体制を構築すべきであるとする。

また、理事会の機能を適正に発揮させるため、事務組織の所掌分担の見直しなど法人事務を適切に運営できる体制へと事務組織の強化を図り、理事会の開催頻度の増加など、審議をより一層活発化させる。理事会と教授会の調整機能を目的として開催している大学評議会については、その機能の維持・改善を図る。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

教育や研究等の教学面においては、教授会が最高意思決定機関であるが、教授会傘下の各委員会等において事務局との調整ほか仔細な検討が行われたものが教授会議題として提議されているため、教授会における決定事項は実効的に実施されている。

法人経営とりわけ予算編成、財政面の権限と最終責任は理事長が負い、教学面の権限と最終責任は学長が負うが、本学では理事長が学長を兼務し、法人事務局長が大学事務長を兼務しており、財政面と教学面との調整による意思決定は、大学評議会における協議を経て理事長が行い、事務局長がそれを補佐する体制となっている。

3-3-②大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は理事長が兼務しており、理事会、大学評議会、教授会のすべてに出席し、必要に応じそれらの議事を整理し、リーダーシップを発揮している。

また、学長は、日常的に各委員会等による相談・調整に応じており、大学運営の要所要所において、適切にリーダーシップを発揮している。ただし、教授会等における民主的な決定事項に反するような意思決定・指示は慎んでおり、リーダーシップの発揮は、民主的に議論を導くことに力点を置いている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学内理事・評議員による意思決定のための協議は毎週のように行われているところであるが、学外理事・評議員の意見を意思決定に適切に反映できる体制を強化するため、法人経営における最高意思決定機関である理事会の開催頻度を多くする。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

〈3-4 の視点〉

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

理事長兼学長は、法人経営面と教学面の最高責任者であり、役員会（理事会・評議員会）、大学評議会、教授会の構成員でもあるので、法人と教学の間で重要な橋渡し役を担ってい

る。学部の責任者である学部長も、役員会、大学評議会、教授会の構成員であり、法人と教学とを相互理解する立場にある。事務局長は、法人及び大学の事務部門の長であるとともに本学理事でもあり、理事長、学部長と同様、役員会、大学評議会、教授会（事務長として出席）にすべて出席しており、法人と教学との調整において、実務面で重要な役割を担っている。このように、意思決定に関わる役職者全員が法人経営と教学の双方に密接に係っているため、法人と教学との間のコミュニケーション上の問題はない。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

「学校法人ありあけ国際学園寄附行為」に基づき、法人には学内理事、学内評議員を役員として置いており、教学による法人のチェックが行える体制が整っている。法人による教学のチェック体制は、法人理事である理事長と法人事務局長がそれぞれ大学学長、大学事務長を兼任していることによって整っている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

教学面の最高意思決定機関は教授会であり、教授会議長の任は学部長が負い、教授会運営のリーダーシップは学部長が発揮する体制となっている。教学面の最高意思決定権者である学長は、適宜、議事においてリーダーシップを発揮しているが、理事長でもある学長に過度に権限が集中しない仕組みとして教授会議長を学部長が努める体制は適切である。

教職員の提案などを汲み上げるボトムアップの仕組みとしては、教授会傘下の各委員会等があり、全教員はいずれかの委員会に属し、原案策定に提案などが反映され、それが教授会へ提議される仕組みとなっている。事務職員も各委員会等へ事務方として参画しているので、事務職員の意見も各委員会等を通じてボトムアップできる仕組みとなっている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門の重要事項を機動的に処理するため、実質的に大学評議会が機能しているが、実態に即して大学評議会の組織権限を明確化するための規程の再整備を行う。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

大学の事務組織の業務分担については「学校法人ありあけ国際学園組織規程」により業務権限の分散と責任体制が定められている。法人経営の観点から人件費を抑制する必要が

あり、業務の総量に対して職員の絶対数が少ないため、効率的運営の観点から組織規程を弾力的に運営しており、特定の業務が集中する時期や行事の際には、業務分担にとらわれない全員応需体制で臨んでいる。

3-5-②業務執行の管理体制の構築とその機能性

業務執行の管理体制は、事務局の総責任者である事務局長が組織内のすべての決裁の最終決裁者あるいは理事長・学長決裁案件の直前決裁者として管理監督責任を全うする体制をとっている。事務局長にすべての業務チェックが集中することによる非効率性は否めないが、課ごとの分掌を超えた役職者に業務執行権限を集中させるメリットとして、業務分掌を超えた全員応需体制を命じやすいことが挙げられ、本学のような少人数で事務局運営を行わざるを得ない組織において機能性を追求すれば、管理権限の事務局長集中による組織の実務的フラット化は、やむをえない現実的選択である。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の業務量が多く、研修のための時間を設けることは容易ではないが、その資質・能力の向上を図るため必要と考えられる研修の機会（外部研修）は、可能な限りにおいて提供するよう努めている。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

○組織編制及び事務組織

大学の再建計画を推進する事務組織の効率的執行体制が求められるため、事務組織のさらなる見直しが必要である。個別の業務ごとに熟練した職員を養成することは急務であり、研修参加のための時間が確保しやすい業務体制を構築するよう改善に努めたい。

○業務執行の管理体制

事務局長への管理責任の一極集中体制による事務局長の負担の軽減策として、事務局長を補佐できる人材の養成と配置に努めたい。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしていない。(3-6-②)を満たしていない)

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

開学以来、本学においては計画数を大幅に下回る定員割れの入学者数が続いているため、毎年度、その収入減に対処するための補正予算を組みなおしているのが実情である。しかしながら、財務運営については、本学の設立母体である社会医療法人雪の聖母会によるアドバイスと支援（運営資金の貸付）を受けながら、再建計画に沿い、適切に行っている。

3-6-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の収支バランスは、学生確保数の不調から、開設当初より学費収入を大きく超過す

る支出を繰り返している。学生確保のために本学独自の奨学金制度を設けたことも、学生確保数の伸びに直結しなかったことから、収入減を招いた。本学の財政基盤は、設立母体からの寄付金と借入金に依存している状態であり、収支バランスを欠いた現状において財政基盤は不安定である。

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

財政基盤の安定化を図るには、学生確保による収入増が喫緊の課題であり、支出においては、教育研究に支障のないよう留意しつつ、人件費を含む経常費の一層の抑制を図り、再建計画に沿い、収支バランスの改善に向けた取り組みを継続する。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-①会計処理の適正な実施

本学では、学校法人会計基準等に準拠するとともに、「学校法人ありあけ国際学園会計規程」に則った会計処理を行っている。また、契約締結等に際しての会計処理については「学校法人ありあけ国際学園契約締結等会計処理に関するガイドライン」を制定し、当該ガイドラインを遵守している。

3-7-②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計年度終了後には、私立学校法第47条に定める会計書類等を作成し、学校法人会計基準に準拠しつつ監事による監査を受け、理事会において決算の承認を受けている。

監事は、大学運営全般に係る業務執行状況及び財産の状況について監査し、評議員会、理事会において監査報告を行っている。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

引き続き適正な会計処理に努めるとともに、監事による監査の機会を増加する等の方法により、監事による本学運営への関与体制を強める。

[基準3の自己評価]

本学は、学生確保数が定員を大きく下回ることによる収入不足の中、設立母体によるアドバイスと支援を受け、経営の規律を維持し、本学の使命・目的の実現のための継続的努力を行っている。環境保全、人権、安全へも配慮し、教育情報・財務情報は公表している。理事会及び理事会構成メンバーは、使命・目的の達成に向けての戦略的意思決定者として機能している。大学の意思決定については、教授会を最高意思決定機関とした機能的な体制を組織しており、適宜、学長が適切なリーダーシップを発揮している。法人と教学部門

との間のコミュニケーションによる意思決定は大学評議会によって円滑に行われており、相互チェックによるガバナンスが機能し、教授会傘下の各委員会等の運営を介し、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が行われている。大学の設置、運営に関連する法令の遵守については、おおむね満たしているが、役員変更の届出について満たしていない。

事務局の業務執行体制については、人員に限りある中、事務局長の権限・責任のもと、効果的な業務執行と業務管理が行われている。学費収入の不足により財務基盤は安定しているとは言い難いが、会計処理は適切に実施している。以上から、本学は、基準3. 経営・管理と財務に関する基準をおおむね満たしていると考ええる。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学では、開学年度に「保健医療経営大学大学評価規程」を整備し、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行う体制を整えている。実際的には、日常的、自主的・自律的な自己点検・評価活動は各委員会等が行っており、それらの活動の成果として、カリキュラムの改定やキャリア教育の充実等の改善が行えており、それらの改善は、大学の使命・目的に即したものである。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学の自己点検・評価体制は、上述の「保健医療経営大学大学評価規程」に則って大学評価委員会を構成しているが、規程上の構成委員には各委員会等の委員長が含まれていないため、「その他学長が必要と認めて指定する者」として、各委員会等の委員長を構成委員に招き入れた。自主的・自律的な自己点検・評価はP D C Aサイクルの現場から離れたところでは形骸化するため、より現場に近い責任ある立場の者として各委員会等の委員長を構成委員としたことにより、自己点検・評価体制が適切となったと考える。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

各委員会等による分野課題ごとの自己点検・評価は日常的に行っており、各委員会等の開催頻度は原則として月に1回である。全学的な自己点検・評価を行う大学評価委員会の開催頻度も月に1回である。具体的な、エビデンスを取得するための活動（授業評価アンケート等）は、適宜、定期的に行っている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

現行の大学評価規程は平成20年の開学年度に整備したものであり、必ずしも新しい大学評価基準に準拠しているものではない。今後は、实际的に大学の改善に役立つ自己点検評価の在り方を模索し、大学評価規程を実用的なものへ改定するべく検討する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

事務局では、開学当初より、所管する事項について正確に現状を把握するために、基礎的なデータや資料の蓄積を行っている。これらのデータや資料については、各委員会等や毎週開催の大学評議会において活用され、エビデンスに基づいた分析を日常的に行っている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

各委員会等の委員長と大学評議会構成メンバーによって構成する大学評価委員会を毎月開催しており、月々の自己点検事項に関する意見交換を行っているので、各委員会等を通じて自己点検・評価を行った事項については全教職員へフィードバックされている。大学運営の全体を総合的にまとめた「自己点検評価報告書」については、現在作成中のこの報告書をもって公表を行う所存である。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、大学評価は「保健医療経営大学大学評価規程」に則り、大学評価委員会委員を各委員会等の委員長にまで拡大して行っているところであるが、本来、エビデンスに基づいた評価が最も適正に行える組織は業務の当事者である各委員会等や事務局であるので、それらの組織が、組織機能として、それぞれの分野課題について日常的に自己点検・評価を行う体制を整えていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

個別の分野課題の自己点検・評価活動については、各委員会等ごとにPDCAサイクルが確立し、分野課題ごとの改善につながっている。また、各委員会等の取り組みについては、委員会報告として、毎月、教授会へ報告されているので、「C=c h e c k」については教授会による別角度からのチェックを挟むことができる体制である。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

個別の分野課題ごとの自己点検評価活動を大学全体の自己点検評価として総合的にまとめあげる体制は、大学評価規程に則って構築することになっているが、すべての分野にわたる総合的な自己点検・評価は原則として5年に1回となっており、総合的自己点検・評価を実施する年度以外の年度は、年度ごとに分野を選別して部分的な自己点検・評価を行うことになっている。新基準をふまえ、この体制の是非について検討し、大学評価規程の必要な改定を行う。

【基準4の自己評価】

本学の自己点検・評価体制は、大学の使命・目的に即して適切な周期で行っている。評価のためのデータはエビデンスに基づいた資料の収集に努めており、分野課題ごとの自己点検・評価はPDCAサイクルによって機能的に行われており、その結果は学内で共有できている。以上により、本学では、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価が行われており、自己点検・評価体制が適切に整備されており、基準4. 自己点検・評価の基準を満たしている。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1の視点》

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

○経営と医療のセミナー

本セミナーは2011年後期に開始した。2012年度まで年間2回のシーズンを行い、各シーズンは90分程度の講義8コマで構成されている。第2シーズンまでは講師は本学教員で構成し、各教員が自分の専門分野を生かして、工夫した内容で講演を行った。

受講者は講義の内容により変動があるが、増加傾向である。参加者のアンケートを参考に内容を検討・企画している。

受講者に資格制限はなく、セミナーの広告は聖マリア病院、西日本シティ銀行等の協力を得て、医療機関と一般市民に対して行っており、医療従事者でない一般市民の参加もある。

○教員による公開講座（英語）

本学教員で英語担当の佐藤哲三教授は、本学開学以来、一般市民に対する英語講座を行ってきた。会場は本学教室で、主に社会人を対象としたものである。平成23年度からは本学会場に加えて、太宰府市のコミュニティセンターでも行っている。受講者の年齢は老若多岐に渡り、年齢枠を超えた地域への貢献ができています。なお、佐藤教授はNPO法人鹿児島英友会主催の英語講座の講師にも招聘されている。

○本学講義を一般市民に開放

本学教員の内田和実教授、伊達卓二教授は通常講義の一部を一般市民に対して、開放している。公開講義の予定は、みやま市市報により地域住民に広告されている。

○保健医療経営大学出前講座

本学教員による出前講座を準備して、パンフレットを作成し、配付した。

○「子ども運動教室」への参画

平成24年度よりスポーツクラブみやまの主催により本学グラウンドとトレーニングルームを使用した「子ども運動教室」が開催されている。本学教員の藤原大樹講師はタグラグビーを担当しみやま市在住の子どもの体力や運動能力の向上に貢献している。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

○経営と医療のセミナー内容のブラッシュアップ

同じ受講者が連続して受講した場合でも飽きのこない有意義なものとなるよう、continuing educationを念頭において、up-to-dateな話題を提供するべく、内容の高度化及び拡充に努めつつセミナーの企画を進める。講師についても学外から優秀な講師を鋭意招聘していく。

また、聴衆の多い講演会は講演を行う演者にとっても、良い経験となり、講演者にとっての誇りとなるものであるから、広報に際して参加者の声を掲載するなど広報のあり方を工夫し積極的に宣伝することにより、多くの参加者を募り、かつ演者と参加者双方にとって意義のあるものとするべく運営方法を検討する。

○教員による公開講座

公開講座の科目を増やすべく、簿記や経営分析などの講座の新設を検討する。

○本学講義の一般市民への開放

○保健医療経営大学出前講座

地道な広報活動を通じて参加者の増加を図る。

○子ども運動教室

官（みやま市教育委員会）、学（本学）、民（みやま市体育協会）が協力して活動しており、より地域に根ざした活動を展開する事を期待している。

A-2 国際協力の実践及び国際協力に向けた意識づくりを行う

《A-2の視点》

A-2-① 教職員による国際協力

A-2-② 学生に国際協力について理解させ、動機の形成を行う

A-2-③ 学生の国際協力活動に対して、サポートを行う

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 教職員による国際協力

○伊達教授は本学着任以来、以下のような国際協力を海外で行っている。

平成 22 年 9 月 1 日～10 日（派遣国：ウガンダ）

国際協力機構（JICA）が実施する計画の「保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト」詳細計画策定調査に団員として参加

平成 22 年 11 月 21 日～27 日（派遣国：フィリピン）

（公財）結核予防会研究所が実施する都市貧困地域の結核対策プロジェクトに講師として参加

平成 23 年 2 月 6 日～16 日（派遣国：エリトリア）

国際協力機構（JICA）が実施している「保健医療サービスのための医療機材管理システム強化プロジェクト」終了時調査に団員として参加

○聖マリア病院を来訪する主に JICA 研修生に対する講義協力について

聖マリア病院は積極的に JICA 研修生を受け入れているが、受け入れ研修生に対して、さまざまな講義が用意されている。その講師として本学学長である橋爪章教授と伊達卓二教授が協力してきた。

A-2-② 学生に国際協力について理解させ、動機の形成を行う

学外実習として、第 1 回海外フィールドワークを平成 23 年 8 月 11 日～20 日の期間で実施した。第 2 回海外フィールドワークは、平成 25 年 8 月 29 日～9 月 7 日の期間で実施する予定である。

伊達教授の国際協力はその活動自身が本学職員としての身分に基づくものであり、その事のみをもって本学の国際協力となっている。さらに、その体験を講義の内容として学生に還元することにより、学生に国際協力に対して理解させ、動機の形成に役立っている。国際協力に興味を持った学生は、海外フィールドワークに参加し自らの目でその実際を見て体験することができるカリキュラムが用意されている。

また、JICA 青年海外協力隊員として海外に赴任した経験のある帰国隊員を講師として招聘し、自らの海外協力体験に加えて、他のバックグラウンドをもった協力隊員の体験を学生と共有させることにより、国際協力の幅の広さと内容の深さを理解させる努力を行っている（公開授業案内）。公開授業を行うことにより、JICA の広報活動にも役立っており、本学のさまざまな側面を地域住民に紹介することにより、本学の開放に役立っている。

A-2-③ 学生の国際協力活動に対して、サポートを行う

○学生の国際協力活動について

本学でペットボトルのキャップ収集によるエコ活動とその収益金を有効利用するための「i(アイ)サイクル」活動を推進することを目的とした i サイクル愛好会が平成 23 年に発

足した。本学教員の顧問は伊達卓二教授である。聖マリアグループの支援を受けつつ国際協力活動を行っている NPO 法人 ISAPH に協力することで、国際協力の意義について理解を促進する機会となっている。

以上、特定の教員を中心とした国際協力ではあるが、他の教職員の協力により教員や学生が国際協力を行いやすくなる体制を整えることにより、教職員全員が出張者を通じて国際協力に貢献することが可能となっている。国際協力での成果は年余を経て評価が行える性格のものが含まれており、現時点で効果があると断定することはできない面も否めないが、協力の実績は着実に積み上がっており、本学が国際協力において役割を果たしていることは評価できると考える。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

伊達教授の国際協力は長い計画のもとに実行される性質のものであり、これを着実に可能とすべき学内の体制を確立することが、改善と向上への路である。継続をすることが改善・向上へと繋がるとの信念の下に、不在時の大学業務の分担などをスムーズに行えるような体制を整える。学生の i サイクル愛好会は、一定の実績があると判断し、平成 24 年 4 月に同好会に昇格しており、今後部への昇格を図れるようサポートを行う。地道な行為の積み重ねが国際協力となるという活動の内容から、金銭的なサポートより実務的・精神的なサポートを重要視し、国際協力への意識を鼓舞するような方向で見守ることが重要である。

【基準 A の自己評価】

本学は、開学以来、大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供を精力的に行っている。また、教職員による国際協力活動や学生による国際協力活動のサポートなど、国際協力の実践及び国際協力に向けた意識づくりを行っている。以上により、本学の社会連携活動については、本学が独自に設定した基準を満たしている。